



諮 問 第 1 1 9 5 号  
平 成 1 9 年 1 0 月 2 6 日

情報通信審議会  
会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣 増田 寛



諮 問 書

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について、下記のとおり諮問する。

#### 記

次世代ネットワークとは、従来の回線交換網が有する高い信頼性とIP網が有する柔軟性の両立を基本理念として通信事業者が構築・管理するIP技術を活用した通信網であり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、次世代ネットワークを用いた本格商用サービスを本年度下期に開始することとしている。

近年、IP技術の進展に伴い、回線交換網からIP網への移行が進展する中で、NTT東西が構築する次世代ネットワークは、我が国における基幹的な通信網としての性格を有することとなることが想定される。競争事業者が、当該ネットワークを利用して創意工夫を活かした多様なサービスを遅滞なく提供可能な環境を整備することは、公正競争の確保や利用者利便の向上を図る観点から取り組むべき重要な課題であり、上述の商用サービスの開始時期を踏まえれば喫緊の課題である。

これらを踏まえ、総務省は、「新競争促進プログラム2010」（平成18年9月19日公表。本年10月23日改定）において、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について、貴審議会の審議を経て本年度中を目途に結論を得ることとしているところである。

以上を受け、また関係事業者等からの提案を踏まえ、第一種指定電気通信設備の指定範囲、次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化（アンバンドル）、接続料の算定方法等の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について、貴審議会に諮問するものである。